

# 周南市議会仮議会運営委員会規程

〔平成 24 年 3 月 27 日〕  
議会規程第 3 号

改正 平成 24 年 11 月 16 日議会規程第 6 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、周南市議会会議規則（平成 15 年周南市議会規則第 1 号）第 108 条第 4 項の規定に基づき、仮議会運営委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

**第 2 条** 仮議会運営委員会は、議会事務局長が招集し、構成員のうち年長議員が主宰する。

2 仮議会運営委員会の議事運営その他必要な事項は、周南市議会委員会条例（平成 15 年周南市条例第 243 号）の例による。

(傍聴)

**第 3 条** 仮議会運営委員会の傍聴の取扱いは、周南市議会委員会傍聴規程（平成 15 年周南市議会規程第 4 号）を準用する。

## 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 24 年 11 月 16 日議会規程第 6 号）

この規程は、公布の日から施行する。